

令和 5 年度

鳴門総合運動公園植栽管理業務特記仕様書

1. 総則

(1)適用範囲 鳴門総合運動公園植栽管理業務

(2) 業務履行計画書の提出

- 1) 計画工程表
- 2) 現場組織表（現場責任者の指定）
- 3) 緊急時の連絡体制

(3)実績報告書の提出

- 1) 各月の管理業務内容および写真（抜粋）を各月末にデータで提出すること。

(4)監督員の指示

図面及び仕様書に記載のないものについては、監督員の指示を受けること。

(5)写真管理

施工場所・施工内容が確認できるように、施工写真を撮影すること。

(6) 作業届け

作業を行う日は、作業前に作業届を提出し、作業終了後に作業が終了したことを報告すること。

複数回の作業が計上されている場合は、監督員の指示により完了確認を実施する。

(7) その他

業務履行時に問題が生じた場合は、直ちに監督員と協議のうえ処理する。

スポーツ施設管理者である一般財団法人 徳島県スポーツ振興財団と協議し、公園内の使用状況を把握し、作業中の公園利用者への安全対策は充分実施すること。

2. 樹木管理

(1) 高中低木管理

- 1)高木は年1回枯枝の撤去と共に、公園利用者の散策に支障する枝を撤去すること。
- 2) 薬剤の使用基準及び、施用適期を遵守すること。
- 3) 剪定及び、刈り込みにより発生した枝葉については、鳴門ウチノ海総合公園 リサイクルヤードの指定場所に集積すること。
- 4)寄植部に散布する薬剤は、支給する。業務完了時に余っている場合は、返却すること。

3. 芝生管理

(1)芝刈り

- 1) 芝生広場・一般芝生の年間の芝刈り回数は4回とし、現場の芝生の状況を把握して、効率的に刈り込みを実施すること。
- 2) イベント等の都合により、エリアを限定して監督員が指示する場合は速やかに施工すること。
- 3) 芝屑は集草し、リサイクルヤードの指定場所に運搬すること。
- 4) 第1回の芝刈りは契約後直ちに着手すること。
- 5) 芝生薬剤除草は、シバゲン 10000 倍液を 1㎡当たり 0.2ℓ散布すること。

(3) 灌水

- 1) 灌水はスプリンクラー及び散水栓によるものとする。

芝生広場については、夏期に1週間降雨がない場合、監督員の承諾を得て、適量の散水を行う。

その他の芝については、渇水期の8月を中心に芝の状態を調査し、適宜灌水すること。